

# 社会福祉法人陽翠水 定款施行細則

## 第1章 総則

### (根拠)

第1条 この社会福祉法人陽翠水定款施行細則（以下「細則」という。）は、社会福祉法人陽翠水定款（以下「定款」という。）第45条の規定により法人の業務執行についての細則を定めたものである。

### (目的)

第2条 この細則は、法人の日常業務運営並びに法人の経営にかかる社会福祉事業、公益事業、収益事業等の業務運営に関し、理事会の業務の決定事項及び評議員会での審議事項並びに理事長、業務執行理事、施設長及び事務長並びに役職者の職務権限を明確にし、法人の業務運営の円滑かつ適正な執行を図ることを目的とする。

### (基本理念)

第3条 定款第1条の規定により社会福祉事業の健全な維持振興に留意し、福祉サービスを利用する者の本位に立ち民主的かつ公正な運営を行い、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

### (業務の決定と職務権限)

第4条 定款第9条の規定による評議員会の決定事項及び定款第24条の規定による理事会の審議事項については、別表1のとおりとする。

- 2 定款第18条第1項及び第2項に基づく理事長の職務権限（専決事項）、業務執行理事、施設長及び事務長並びに役職者の職務権限（専決事項）については、別表2のとおりとする。
- 3 規程、規則の改廃に係る議決分掌については、別表3のとおりとする。

### (理事の意思表示)

第5条 理事は、やむを得ない理由により理事会に出席できないときは、定款第27条第2項の規定による意思の表示を明らかにした上で、別紙1の様式により行うことができるものとする。

### (職務の代理)

第6条 理事長に事故あるとき、又は欠けたときは、理事長があらかじめ指名する他の理事が順次に理事長の職務を代理する。

- 2 理事長個人と利益相反する行為となる事項及び双方代理となる事項については、理事会において選任する他の理事が理事長の職務を代理する。

## 第2章 理事会及び評議員会

(理事会及び評議員会)

第7条 理事会及び評議員会における運営は定款第24条に基づき、「理事会運営細則」を定款第9条に基づき「評議員会運営細則」を別に定める。

(評議員の出席の有無)

第8条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届け出なければならない。

## 第3章 監事

(理事会等への出席)

第9条 監事は、原則として理事会及び評議員会に出席するものとし、また、発言することができる。ただし、議決に加わることはできない。

(監事の監査)

第10条 定款第19条の規定に基づく監事の監査実施要領の細目について、「監事監査規程」を別に定めるものとする。なお、監事監査に当たっては、理事会・評議員会議事録及び事業計画を審査し、事業の実施状況の適正性を確認すると共に事業報告書原案を精査し、併せて経理書帳簿と証憑書類を照合し、法人の活動結果が適正に表示されていることを確認するものとする。

2 前項に基づき実施した監査の結果について監事は、これを次の理事会及び評議員会に報告しなければならない。

## 第4章 その他

(事業計画及び予算執行の特例)

第11条 特別の事情が生じ、年度開始前に新しい年度の事業計画及び予算が議決されなかったときは、これが議決されるまでの間、理事長は前年度に準じて事業及び予算を執行することができる。ただし、このことについては、次の理事会及び評議員会にその状況を報告しなければならない。

(秘密の保持)

第12条 法人の役員・評議員又は役員・評議員であった者は、職務上知り得た情報の内容を第三者に漏えいし、又は不当な目的のために利用してはならない。

2 法人の役員・評議員又は役員・評議員であった者は、プライバシー情報の保護に関しても別途厳格に法令を遵守するよう努めるものとする。

(改正)

第13条 本細則の改廃は、理事会の議決及び評議員会の審議を経て行う。

附 則

この細則は平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表1 (第4条第1項関係)

## 理事会・評議員会 要決議事項一覧

根拠	議決事項	理事会 要議決	評議員会 要議決	
		過半数	過半数	3分の2 以上
	理事及び監事の選任又は理事の解任		○	
	監事の解任			○
	理事長の選任又は解任	○		
	業務執行理事の選任又は解任	○		
	評議員選任・解任委員会委員の解任	3分の2以上 ○		
	理事及び監事の報酬等の額		○	
	理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準		○	
	事業計画及び収支予算の承認 ※理事会決議を経て評議員会決議	3分の2以上 ○	○	
	計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認並びに事業報告の承認	○	○	
	臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）	3分の2以上 ○	○	
	定款の変更			○
	残余財産の処分		○	
	基本財産の処分	○1	○2	
	社会福祉充実計画の承認		○	
	公益事業及び収益事業に関する重要な事項	3分の2以上 ○	○	
	合併			○
	解散及び解散した場合における残余財産の帰属者への選定		○	
	この法人の業務執行の決定		○	
	従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止	○		
	内部管理体制	○		
	重要事項で理事会において（評議員会への付議が）必要と認める事項	○		
	社会福祉事業に係る許可、寄付金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事。 ※理事会決議を経て評議員会決議	○	○	
	定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更	○		
	施設長の選任その他重要な人事	○		
	金銭の借入、財産の取得、処分等に係る契約（軽微なものを除く）	○		
	その他、法令で定められた事項			○

別表2 (第4条第2項関係)

職務権限(専決事項)一覧表

事案		専決者	理事長	業務執行理事	施設長	事務長	課長	係長	備考
			専決	専決	専決	専決	専決	専決	
法人一般・人事に関する事案	1	法人業務の基礎的事項に関する事案	○	●	●	●			
	2	理事会の招集及び議案の提出に関する事案	○						
	3	規程、規則等の制定・改廃に関する事案	○	●					別表3参照
	4	予算の編成及び決算の調整に関する事案	○						
	5	予算の流用、予備費の支出	○						
	6	設備資金の借り入れに係る契約で予算の範囲内のもの	専決しない						理事会付議
	7	公示、公告に関する事案	○						
	8	寄附の募集事務及び受領に関する事案	○						
	9	訴訟に関する事案	○						
	10	債権の免除・効力の変更に関する事案	1件10万円以下又は年計50万円以下						
	11	法人の組織及び権限に関する事案		○	●	●			
	12	利用者入所判定基準の策定	○	●	●				
	13	施設利用者の決定			○				
	14	職員の採用に関する事案	○	●	●	●	●		
	15	職員の人事配置に関する事案	○	●	●	●	●		
	16	有期契約職員の採用に関する事案	○	●	●	●	●		
	17	職員の休暇・欠勤・職務免除等に関する事案	業務執行理事 ○	施設長 事務長 ○	課長 ○	係長 ○	所属職員 ○	所属職員 ○	※2
	18	時間外勤務命令及び旅行命令に関する事案	業務執行理事 ○	施設長 事務長 ○	課長 ○	係長 ○	所属職員 ○	所属職員 ○	※2
	19	職員の初任給に関する事案	業務執行理事 ○	所属職員 ○					※2
	20	職員の昇給・昇格基準の決定に関する事案	○	●	●	●	●		
	21	職員の昇給者・昇格決定者に関する事案	○	●	●	●			
	22	休職、復職、退職、育児・介護休業等に関する事案	○	●	●	●			
	23	職員の表彰、制裁、解雇に関する事案	○	●	●	●			
	24	職員の人事記録及び身分証明書に関する事案				所属職員 ○			※2
	25	職員の諸手当に関する事案				所属職員 ○			※2
	26	職員の健康診断の実施に関する事案				所属職員 ○			※2
	27	被服貸与等に関する事案				所属職員 ○	所属職員 ○		※2
	28	利用者の日常の処遇に関する事案		○	●	●	●		※1
	29	利用者の預り金等の日常の管理に関する事案		○	●	●	●		※1
	30	薬品、給食材料の処分にに関する事案			○				
	31	自動車の運行管理に関する事案				○			
	32	官公庁に対する軽易な許認可申請及び届出並びに減免申請に関する事案	○		軽易なもの ○				

事案		専決者	理事長	業務執行理事	施設長	事務長	課長	係長	備考
			専決	専決	専決	専決	専決	専決	
	33	職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事			所属職員 ○	所属職員 ○	所属職員 ○	所属職員 ○	※2
	34	職員の研修に関する事		管理職 ○	所属職員 ○	所属職員 ○	所属職員 ○		※2
	35	諸証明に関する事	必要時 ○		所属職員 ○	所属職員 ○			※2
	36	金融機関を指定すること	○						
収入事案	37	介護報酬・支援給付費・運営費・措置費等の収入に関する事			○	○			
	38	過誤納金の充当又は還付に関する事			○	○			
	39	繰越金及び繰入金の収入に関する事	○	●					
	40	受贈の承認・寄附に関する事	○	●	●	●			
	41	その他の収入に関する事		○	●	●			
支出事案	42	固定資産の購入及び売却または廃棄に関する事	○	●	●	●			
	43	建設工事等の請負契約又は委託契約に関する事	○	●	●	●			
	44	報酬、給与、旅費、賃金等定期的支出に関する事		○	●	●			
	45	日常的に消費する給食材料、物品、消耗品等の日々の購入				○	●	●	
	46	緊急を要する物品の購入 (災害・故障・保守管理関係に限定)	250万円以下 ○	50万円以下 ○	●	●	●		※3

(備考)

- ※1 No.28、29は、業務執行理事の専決事項とするが、施設長・事務長・課長と協議して決定する。
- ※2 記載されている役職名に対する専決事項とする。  
No.35は証明内容により、理事長専決とする。
- ※3 社会福祉法人陽翠水会計経理規程に基づき対応する。
- 注1 各専決事項であっても、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- 注2 理事長及び各専決事項であっても、●該当者との協議事項とする。
- 注3 理事長専決事項、業務執行理事専決事項については、執行後、直近に開催される理事会に必ず報告するものとする。
- 注4 本表の決議事項と諸規程が競合する場合には、本表による決定事項が優先するものとする。
- 注5 法人収入及び支出に関する事案の内、上記専決金額範囲であっても法人運営に重大な影響があるものを除く。重大な影響がある場合、理事長は、専決せず、理事会に諮るものとする。
- 注6 請負又は委託については、専決事項該当であっても会計経理規程及び経理規程契約細則に基づき、入札、随意契約等を履行し、金額に応じて理事会に諮る。
- 注7 緊急を要する物品については、故障関係に限る等事例を想定した上で設定した。

別表3（第4条3項関係）

規程、規則の議決分掌表

規程、規則の名称	理事会議決	評議員会議決	理事長専決
定款施行細則	○1	○2	
評議員選任・解任委員会設置及び運営規程	○		
評議員会運営細則		○	
理事会運営細則	○		
役員及び評議員の報酬等並びに費用に関する規程		○	
監事監査規程			○
内部管理体制の基本方針	○		
公印管理規程			○
就業規則	○		
臨時職員就業規則	○		
育児休業・介護休業等に関する規則	○		
退職金規程	○		
職員旅費規程			○
給与規程	○		
倫理規定	○		
人事考課規程			○
利用料減免規程			○
介護老人保健施設陽翠の里運営規程	○		
介護老人保健施設陽翠の里短期入所療養介護運営規程	○		
介護老人保健施設陽翠の里通所リハビリテーション運営規程	○		
訪問介護事業 ビジットケアひすい運営規程	○		
小規模多機能型居宅介護コミニケア緑が丘運営規程	○		
特定個人情報取扱規程	○		
個人情報保護規程	○		
文書取扱規程			○
会計経理規程	○		
経理規程細則	○		
資金運用規程	○		
利用者安全リスク管理委員会規定			○
安全衛生管理規程			○

※定款施行細則○1、○2は理事会の決議を得た後、評議員会の承認を得た上で運用する。

別紙1 (第5条関係)

社会福祉法人陽翠水 事務局 宛 (FAX も可)

## 理事会出欠連絡票

平成 年 月 日 開催の社会福祉法人陽翠水理事会に

- ・ 当日御出席
- ・ 書面で御出席 (当日欠席) します。
- ・ 御欠席

※書面で御出席の場合 (当日御欠席理由: いずれかに○を付して下さい)

- 1 他の会議等に出席するため
- 2 健康上の理由で
- 3 その他

お手数ですが、当日書面にて出席される場合は、下記により議案に関する意思を表示してください。

私は、社会福祉法人陽翠水定款第27条第2項の定めに基づき、平成 年 月 日 開催の事前に付議された審議議案に関する意思を下記のとおり表示します。  
(どちらかに○を付して下さい)

議決事項	第	号議案について	承認する	/	承認しない
議決事項	第	号議案について	承認する	/	承認しない
議決事項	第	号議案について	承認する	/	承認しない
議決事項	第	号議案について	承認する	/	承認しない
議決事項	第	号議案について	承認する	/	承認しない
議決事項	第	号議案について	承認する	/	承認しない
議決事項	第	号議案について	承認する	/	承認しない

御意見欄:

平成 年 月 日

御芳名

社会福祉法人陽翠水理事長 様



別紙2（第8条関係）

社会福祉法人陽翠水 事務局 宛（FAXも可）

## 評 議 員 会 出 欠 連 絡 票

平成 年 月 日 開催の社会福祉法人陽翠水評議員会に

・ 当日御出席

します。

・ 御欠席

（当日御欠席理由：いずれかに○を付して下さい）

- 1 他の会議等に出席するため
- 2 健康上の理由で
- 3 その他

※ 評議員には当日ご欠席の場合、書面により表決に加わることは認められていませんが、欠席に際し、議案に係るご意見がある場合は、理事長又は議長を宛名として内容をご記入ください。

●どちらかに○を付けてください。 理事長 または 議長 宛

ご意見欄：

平成 年 月 日

御芳名

社会福祉法人陽翠水理事長 様